

提出書類等チェックリスト

～ 結婚新生活支援事業補助金 ～

このチェックリストにて要件や提出書類を必ずご確認ください。

- ★不備がないか確認し、申請書及び必要書類と併せてご提出ください。
- ★書類に不備があった際には訂正の署名が必要となりますので、わからない場合は事前にご連絡ください。
- ★予算の都合上、申請期間の途中で受付を終了する場合がございます。

■必ず提出が必要な書類

チェック	必要書類・確認ポイント
☐	提出書類等チェックリスト(この用紙)
☐	結婚新生活支援事業補助金交付申請書(第1号様式) ☐ 日付は提出日になっていますか ☐ 婚姻年月日は、令和7年1月1日以降ですか ☐ 夫婦双方の年齢は、婚姻日時点において39歳以下ですか ☐ 夫婦双方又は一方の住所(住民登録)は、新居の住所になっていますか ☐ 所得額は、申請日に応じて以下の期間の額が記載されていますか 【申請日が1月～6月の場合】・・・前々年の所得額 ex) 令和7年4月に申請する場合、令和5年1月1日～令和5年12月31日の間の所得額を記載 令和8年1月に申請する場合、令和6年1月1日～令和6年12月31日の間の所得額を記載 【申請日が7月～12月の場合】・・・前年の所得額 ex) 令和7年7月に申請する場合、令和6年1月1日～令和6年12月31日の間の所得額を記載 *貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を控除できます。 (奨学金返還証明書を添付して下さい。) ☐ 世帯所得(夫婦の所得合算)は、500万円未満ですか ☐ 補助申請額は、1,000円未満を切り捨てた額になっていますか
☐	婚姻を証明する書類 … 戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
☐	所得を証明する書類 … 所得証明書等(源泉徴収票は不可) *申請日に応じて市区町村で取得し、提出してください。 令和7年6月までに申請する場合・・・令和6年1月1日に住所のあった市区町村に対して請求 令和7年7月以降に申請する場合・・・令和7年1月1日に住所のあった市区町村に対して請求 *本市で所得証明書の発行ができる方については不要です。

☐	補助対象経費に関する書類 【住宅取得費】 ☐ 契約書の写し ※契約の名義が夫婦いずれかの名義になっている必要があります。 ☐ 住宅取得費用の支払いが確認できる書類(領収書等の写し) ※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に支払っている必要があります。 【住宅賃借費】 ☐ 契約書の写し ※契約の名義が夫婦いずれかの名義になっている必要があります。 ☐ 住宅賃借費用の支払いが確認できる書類(領収書等の写し) ※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に支払っている必要があります。 ※駐車場代などは補助対象外となります。 【引越費用】 ☐ 引越費用の支払いが確認できる書類(領収書等の写し) ※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に支払っている必要があります。 【住宅リフォーム費用】 ☐ 契約書の写し ※契約の名義が夫婦の名義になっている必要があります。 ☐ 住宅リフォーム費用の支払いが確認できる書類(領収書等の写し) ※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に支払っている必要があります。
☐	誓約書(第2号様式) ☐ 内容を確認の上、申請者及び配偶者の署名はありますか
☐	結婚新生活支援補助金交付請求書(第4号様式) ☐ 振込口座は、申請者の口座になっていますか ※氏名、住所、電話番号、振込口座以外は、記入不要です。記載例参照 ※申請者とは別の口座(配偶者)の口座へ入金する場合は委任状の提出が必要です。
☐	個人情報確認同意書 ※本同意書の提出により、市税の滞納の有無などを本市で確認いたします。
☐	アンケート調査票

■必要に応じて提出が必要な書類

☐	住宅手当支給証明書 ※勤務先から住居手当が支給されている場合は、提出が必要となります。 ※勤務先の様式で構いません。様式が無い場合は、本様式を使用してください。 ※事業所の「代表者印」が押印されている必要があります。
--------------------------	---